

●香川県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、さぬき市選挙管理委員会から令和4年3月2日付けで、施設の指定並びに名称及び所在地の変更を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和4年3月15日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
さぬき市	<u>さぬき市大川農村環境改善センター</u>	略	さぬき市	<u>大川農村環境改善センター</u>	略
	略			略	
	<u>さぬき市小田漁村センター</u>	略		<u>小田漁村センター</u>	略
	<u>志度東体育館</u>	<u>さぬき市鴨庄2550番地39</u>		<u>志度構造改善センター</u>	<u>さぬき市鴨庄4610番地4</u>
	<u>さぬき市志度構造改善センター</u>	<u>さぬき市鴨庄4610番地45</u>		<u>志度音楽ホール</u>	略
	<u>さぬき市志度音楽ホール</u>	略			
	<u>さぬき市寒川農村環境改善センター</u>	<u>さぬき市寒川町石田東甲330番地</u>		<u>神前体育館</u>	略
	<u>神前体育館</u>	略		略	
	略			<u>津田多目的研修集会施設</u>	<u>さぬき市津田町鶴羽1746番地1</u>
	<u>さぬき市津田多目的研修集会施設</u>	<u>さぬき市津田町鶴羽1746番地</u>		<u>辛立文化センター</u>	略
	<u>さぬき市辛立文化センター</u>	略		略	
	略				
略			略		